

(様式第2号)

延岡市川中コミュニティセンター指定管理者事業計画書

申請団体名：延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

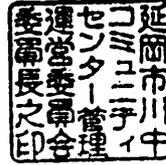
1 管理運営にあたっての基本的方針

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法、延岡市川中コミュニティセンター条例及び施行規則に基づき、管理運営にあたる。・ 申請受付の際には、利用者の利用期日や時間等を十分確認し、利用希望時間が重複する場合は、団体の間にたつて調整を図り、利用者の平等な利用の確保に努める。・ 申請受付にあたり、空き時間帯の確認のため、予約状況の一覧表を作成し公表するが、個人情報を含むものについては取り扱いに十分注意し、管理を徹底する。・ 利用者からの相談に対して十分に話し合う場を設けることで、納得してもらえるよう努める。
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none">・ 地域コミュニティの振興を図るための施設であり、地域住民の自主的な活動及び相互の交流を深めるための拠点となるよう、利用者の立場に立った管理運営を行う。・ 昨年度年間利用者数は約 22,000 人であり、会議室利用も毎日ほぼ埋まっている状況である。また、施設内の談話スペースにはスカイウェルを設置しており、毎日多くの利用者があり、地域住民の憩いの場としても活用されている。・ 開館時間においては、常時利用者が施設内にいることから、昼食時及び夕食時の休憩時間を設けず、いつでも対応できる体制をつくっている。・ 現在は、利用者から直接意見をもらったり、相談を受けたりしているが、施設利用後に利用者アンケートをとることや、意見箱を設置し、施設管理や接客等、職員に対する意見等の集約に努め、さらに充実した施設管理運営を目指す。・ 利用者数は年々増えてきているが、さらに多くの方が利用できるよう、利用のない時間帯を簡単に把握できるような一覧表を作成し、利用者に周知を図る・ 自主事業については、委員に学識経験者がおり、子供たちを対象に川中地区の歴史や文化を学ぶ講座を開いたり、学習習慣の定着を図るための学習会を行ったりすることで、より地域に根ざした施設となるよう努める。
(3) 管理経費の削減に関すること
<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民活動のための施設であり、管理職員についてもボランティアの精神を持って管理運営にあたることから、人件費については、県の最低賃金にて算出する。また、事務

<p>用品等の管理を徹底し、リサイクルや詰め替え等を行うことで経費の削減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防設備等、人命に関わるものの点検については、業者への委託を考えているが、施設の清掃については、会議室利用後に利用者に対して、簡単な清掃をお願いしたり、管理職員で施設内の清掃を毎日行い、経費の削減を図る。また、簡単な補修作業については、管理職員で対応する。 ・ 施設内の節電・節水に努め、固定経費の削減に努める。
<p>(4) 安定的な施設の管理運営に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営業務にかかる人員は3名で、1日2交代制をとる。勤務時間は、午前9時半から午後3時までと、午後3時から午後10時までとし、職員の都合がつかない場合は、管理運営委員の中で対応する。 ・ 通常の連絡体制については、委員長をトップに連絡網を作成し、委員のみならず、管理職員へも連絡をとる体制をつくっている。 ・ 施設内での事故等、緊急の連絡時においては、管理職員から関係機関及び委員長へ連絡をとり、委員長より、施設所管課である市民協働・男女参画課へ報告する。 ・ 管理職員に対しては、意識の再確認も含め、年2回の研修を行うが、日常の連携に重点を置き、日記帳等での連絡・確認を行うことや、勤務交代時の引継ぎにおいて双方納得の上で勤務できるよう、問題点の解決を図る。 ・ 利用者に対しては、施設利用に関する注意事項を守ってもらうよう、張り紙等で啓発していき、守られないようであれば個別に指導を行うことで、施設の安全及び維持管理を徹底していく。 ・ 管理職員の勤務中及び通勤途中での事故に備え、年契約にて保険に加入する。
<p>(5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等の自然災害発生時の施設の開館・閉館について、ただちに市民協働・男女参画課へ確認をとる。 ・ 危機管理に関するマニュアルを作成し、委員及び管理職員に対する意識付けを図る。
<p>(6) その他（組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当管理運営委員会は、地元区長や、住民代表を中心に構成されており、地元からの意見やニーズを的確に把握できると考えている。 ・ 委員及び管理職員が施設近辺在住者であり、緊急時においても対応可能な組織体制である。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

施設名	なし（当コミュニティセンターの管理運営業務のみ）
所在地	
主な業務内容	
管理運営期間	



延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書

延岡市（以下「甲」という）と延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会（以下「乙」という）とは、延岡市川中コミュニティセンターの管理運営を行う事業について締結した延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という）に基づき、当該事業年度における協定書（以下「年度協定」という）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、延岡市川中コミュニティセンターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という）の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という）を定める事を目的とする。

（平成21年度の管理運営業務）

第2条 乙は、甲と乙との間で平成19年4月1日に締結した基本協定に基づき延岡市川中コミュニティセンターの管理運営を行うものとする。

（年度協定の期間）

第3条 本年度協定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（指定管理料の支払）

第4条 甲は、乙に対し、管理運営業務に係る指定管理料として、金2,100,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、平成21年4月及び平成21年10月の2回に分けて、乙の請求に基づき支払うものとする。

3 乙は、甲に対し、請求書を平成21年4月及び平成21年10月のそれぞれ10日までに提出し、甲は、乙に対し、請求書を受理した日の属する月の末日までに指定管理料を支払うものとする。

（協定の解除）

第5条 基本協定第10条の規定に基づき乙が指定管理者としての指定を取消されたときは、甲は、本協定を解除する。

2 前項の規定により本協定が解除された場合において、乙は、指定管理料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

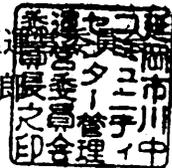
甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 首藤 正



乙 [Redacted]
延岡市川中コミュニティセンター管理
委員長 大倉新太郎



延岡市川中コミュニティセンター管理運営事業にかかる変更届

平成 21 年 6 月 5 日

延岡市長 殿

届出者

主たる事務所の所在地

名称 延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

代表者氏名 委員長 廣瀬 武男 印

電話番号 (センター) 23-7012

(自 宅)

当該事業にかかる内容について下記のとおり変更したので、次のとおり届け出ます。

1. 代表者の変更

変 更 内 容		理 由
変更前	変更後	
大倉 新太郎	廣瀬 武男	

変更年月日 平成 21 年 4 月 30 日

2. 主たる事務所の変更

変 更 内 容		理 由
変更前	変更後	
		代表者の変更のため (事務所は委員長自宅)

変更年月日 平成 21 年 4 月 30 日

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

延岡市川中コミュニティセンター管理運営事業にかかる変更届

平成22年 4月 12日

延岡市長 殿

届出者

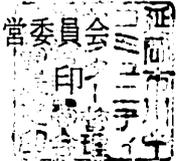
主たる事務所の所在地

[Redacted]

名称 延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

代表者氏名 委員長 石谷 惇

電話番号 [Redacted]



当該事業にかかる内容について下記のとおり変更したので、次のとおり届け出ます。

1. 代表者の変更

変更内容		理由
変更前	変更後	
廣瀬 武男	石谷 惇	管理運営委員会の組織の改編による交代

変更年月日 平成22年 4 月 10日

2. 主たる事務所の変更

変更内容		理由
変更前	変更後	
[Redacted]	[Redacted]	代表者の変更のため (事務所は委員長自宅)

変更年月日 平成22年 4 月 10日

係 員 専 員 市民協働係長 補 佐 市民協働男女企画課長



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書

延岡市（以下「委任者」という。）と延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会（以下「受任者」という。）とは、延岡市川中コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行う事業について締結した延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、センターの管理運営業務の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

（平成24年度の管理運営業務）

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成24年4月1日に締結した基本協定に基づき、センターの管理運営を行うものとする。

（年度協定の期間）

第3条 本年度協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（指定管理料の支払い）

第4条 委任者は受任者に対し、指定管理料として金2,900,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、平成24年4月及び平成24年10月の2回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は委任者に対し、請求書を平成24年4月及び平成24年10月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受理した日の属する月の末日までに指定管理料を支払うものとする。

（協定の解除）

第5条 基本協定第10条の規定に基づき、受任者が指定管理者としての指定を取り消されたときは、委任者は、本協定を解除する。

2 前項の規定により、本協定が解除された場合において、受任者は、指定管理料の10分の1に相当する額を、違約金として委任者の指定する期間内に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、委任者と受任者は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

委任者と受任者は、この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 24 年 4 月 1 日

委任者

延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市

延岡市長 首藤 正

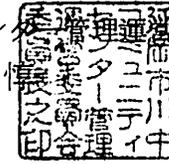


受任者

延岡市桜小路 360 番地 2

延岡市川中コミュニティセンター管理委員会

委員長 石谷



課室名 市民協働・男女参画課

起案日		平成 24 年 3 月 22 日	決裁日		平成 24 年 3 月 28 日
課内		検討者			決裁者
担当者	起案責任者				課長
	副主幹兼 市民協働係長 TEL 3031				
副主幹	対策監兼課長補佐 男女共同参画係長	意見			
					
市民協働係	予算担当	合議者			
					契約管理課長
ファイリング マネージャー	公印				財政課長
		意見			
					
広報のべおかへの掲載	要	<input checked="" type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	要	<input checked="" type="checkbox"/>

件名 平成24年度「延岡市川中コミュニティセンター管理事業」に係る予算執行について（伺い）

標記の件について、下記のとおり予算を執行します。

記

- 内容・目的 地域のコミュニティ活動の振興を図るため、その拠点となる延岡市川中コミュニティセンターの管理運営を行う。
- 予算執行内容 企画費 コミュニティ施設管理事業 川中コミュニティセンター管理事業
委託料 指定管理料 【予算額】 2,900,000円
- 支出方法 部分2回払い(4月・10月)
- 基本協定書(案) 別紙のとおり
- 年度協定書(案) 別紙のとおり

【裏面へ続く】

6. その他

指定管理者：延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

指定期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日(5年間)

延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書(案)

延岡市（以下「委任者」という。）と延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会（以下「受任者」という。）とは、延岡市川中コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行う事業（以下「事業」という。）について以下のとおり合意したので、協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、委任者と受任者が相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理運営の基準）

第2条 受任者は、基本協定のほか、延岡市川中コミュニティセンター条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）並びに延岡市川中コミュニティセンター条例施行規則、延岡市川中コミュニティセンター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）及び委任者の指示に従い、事業を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 基本協定による協定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 受任者が行う施設管理の業務は、次のとおりとする。

（1）条例に定める業務

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（管理に要する経費）

第5条 受任者は、委任者が受任者に支払う指定管理料（以下「指定管理料」という。）と条例第9条に規定する利用料金収入をあわせて、センターの管理運営を行うものとする。

2 毎年度の指定管理料の額は委任者の定める予算の範囲内とし、その額及び支払い時期などの必要な事項は、基本協定とは別に、委任者と受任者間で年度ごとの協定を締結する。

（個人情報の保護）

第6条 受任者は、管理運営業務の処理により取得した個人情報（以下「個人情報」という。）については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

2 受任者は、個人情報について、協定終了後も守秘義務を負うものとする。

(事業報告書等)の作成及び提出

第7条 受任者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、30日以内に、当月分の管理運営については翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書等及び収支決算書を作成し、委任者に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用者の利用状況

(3) 利用料金の収入実績

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 受任者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委任者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 受任者は、事業の実施にあたり、事故が生じたときは、受任者の責に帰すべき理由によるか否かを問わず、遅滞なく委任者にその状況を報告しなければならない。

(業務実施状況の調査)

第8条 委任者は、必要があると認めるときは、受任者による事業実施状況を確認することを目的として、受任者の管理する施設に随時立ち入り、実施状況の調査を行い、又は受任者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受任者は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

3 委任者は、第1項による調査の結果、受任者による業務実施が仕様書等の委任者が示した条件を満たしていない場合は、受任者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受任者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財産の管理)

第9条 受任者は、事業に係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとする。

2 受任者は、事業に係る財産を事業の目的以外で使用してはならない。ただし、委任者の承認を受けたときは、この限りではない。

3 受任者は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、予め委任者の承認を受けたときは、この限りではない。

4 受任者は、天災地変その他の事故により事業に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を委任者に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 委任者は、受任者が次の各号の1に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、これにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 基本協定に違反したとき。

- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号の他、受任者が施設の指定管理者として業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 受任者がこの基本協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3ヶ月前までに委任者の承認を得なければならない。
- 3 委任者は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委任者は、廃止しようとする日の30日前までに受任者に通知しなければならない。

(指定管理料の返還)

第11条 受任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理料及び利用料金収入の全部又は一部を委任者へ返還しなければならない。

- (1) 管理運営業務を履行しないとき
- (2) 基本協定の規定に違反したとき
- (3) 第10条の規定により指定管理者としての指定が取り消し、又は業務が停止されたとき。

(損害賠償)

第12条 委任者は、第10条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止をした場合に生じた受任者の損害については、その賠償の責を負わない。

(危険負担)

第13条 基本協定履行の際、委任者の責に帰することができない事由によって生じた損害は、受任者の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、委任者と受任者の協議の上決定する。

- 2 基本協定履行の際、受任者が第三者に与えた損害は、受任者の負担とする。
- 3 委任者は、受任者の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受任者に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(原状回復の義務)

第14条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第15条 受任者は、基本協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 受任者は、基本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第17条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法、日時等については、別途委任者と受任者で協議する。

(信義則)

第18条 委任者及び受任者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、委任者と受任者は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

委任者と受任者とは、この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

委任者

延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤 正治

受任者

延岡市桜小路360番地2

延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 石谷 惇

延岡市川中コミュニティセンター指定管理者仕様書

延岡市川中コミュニティセンターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、延岡市川中コミュニティセンター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) センターが、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

(1) 名 称 延岡市川中コミュニティセンター

(2) 所在地 延岡市桜小路 360 番地 2

(3) 開設日 平成 16 年 4 月 1 日

(4) 建物概要

○構 造 鉄骨造

○階 数 地上 2 階建（対象は 1 階部分のみ）

○敷地面積 1,681.57 m²

○床面積 508.35 m²

○施設内容 事務室、大会議室、小会議室（2）、和室、談話コーナー、給湯室、ロッカールーム、倉庫、トイレ、駐車場、駐輪場など

4 休館日

センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (3) 市長が必要と認める時には休館日を変更することがある。

5 開館時間

センターの開館時間は次のとおりとする。

- (1) センターの開館時間は、原則として午前 9 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、使用

の予定がない場合には、午後5時までとする。

(2) 市長が必要と認める時には開館時間を変更することがある。

6 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

7 法令等の遵守

センターの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 延岡市川中コミュニティセンター条例（平成16年条例第1号）

(3) 延岡市川中コミュニティセンター条例施行規則（平成16年3月制定）

指定期間中に法令の改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

8 業務内容

(1) センターの運営に関すること

① センターの管理運営にあたる職員は必要な人員を確保すること。

② 職員の勤務形態は、センターの運営に支障がないように定めること。

③ 職員に対して、センターの管理運営に必要な研修を実施すること。

④ 会議室等の使用の許可および利用料の徴収を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① センターの適正な運営のため、以下の設備に関する保守管理を行うこと。（保守点検業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）

清掃、消防設備・空調機器・自動扉・自家用工作物等の施設の設備巡視点検と保守、害虫駆除、植栽管理、小破修繕

② 駐車場・駐輪場の管理に関すること

(3) その他

① 緊急時対策、防犯・防災対策について、職員に指導を行うこと。

② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底すること。

③ 毎月の施設利用状況を翌月10日までに市に報告すること。

9 経費等について

(1) 予算の執行

① 平成24年度の年間の管理運営は、市の支払う指定管理料（以下「指定管理料」という。）及びセンターの利用料金収入を合わせた額以内で執行すること。

② 平成25年度以降の指定管理料の額は、平成23年度のセンターの利用料金収入及び維持管理費用等を考慮し、市が決定する。

(2) 決算

会計年度終了後、1カ月以内に事業報告を行うこと。

(3) 経理事務

指定管理者は経理規程を作成し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査

市は、必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行うこととし、指定管理者はこれに必要な協力を行うこととする。

10 物品の帰属等

- (1) 市が、指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の物品は市に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有する物品については、「延岡市物品管理規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

11 備品物品等

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 施設や備品の修繕

- (1) 指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する。
- (2) 使用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、使用者が原状回復あるいは実費弁償する。
- (3) 天災や老朽化、設計上又は工事施工上に起因する損傷（小破修繕は除く）等に関しては、市が負担する。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市及び市内にある他の類似施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

14 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

15 指定管理者の指定及び協定等

(1) 管理者の指定手順

指定管理者の指定には、延岡市議会の議決が必要となる。

選定委員会が選定した法人、団体等を指定管理者の候補者として、延岡市議会へ管理者指定の議案を上程し、議決を経た後に指定する。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、センターの管理に関する協定及び業務委託契約を締結する。

16 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合、または指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められるときには、市は、指定管理者の指定を取り消す事ができるものとする。
- (2) 不可抗力その他市または指定管理者の責めに帰する事ができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとする。協議の結果、市が事業の継続が困難であると判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

別表1 延岡市川中コミュニティセンター管理保守点検業務

項 目	必要管理項目	頻 度
清 掃	日常的に整理・整頓	毎日
	定期的な清掃	床清掃 月1回以上 窓清掃 年6回以上
消防設備	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
空調機器	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
自動扉	日常保守管理	毎日
	定期点検	年4回以上
自家用工作物	日常保守点検	毎日
	定期点検	年1回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
小破修繕	照明装置の維持・交換	必要に応じて随時
	その他施設の修繕	必要に応じて随時

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が書面による承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書（案）

延岡市（以下「委任者」という。）と延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会（以下「受任者」という。）とは、延岡市川中コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行う事業について締結した延岡市川中コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、センターの管理運営業務の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

（平成24年度の管理運営業務）

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成24年4月1日に締結した基本協定に基づき、センターの管理運営を行うものとする。

（年度協定の期間）

第3条 本年度協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（指定管理料の支払い）

第4条 委任者は受任者に対し、指定管理料として金2,900,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、平成24年4月及び平成24年10月の2回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は委任者に対し、請求書を平成24年4月及び平成24年10月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受理した日の属する月の末日までに指定管理料を支払うものとする。

（協定の解除）

第5条 基本協定第10条の規定に基づき、受任者が指定管理者としての指定を取り消されたときは、委任者は、本協定を解除する。

2 前項の規定により、本協定が解除された場合において、受任者は、指定管理料の10分の1に相当する額を、違約金として委任者の指定する期間内に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、委任者と受任者は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

委任者と受任者は、この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年4月 日

委任者

延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤正治

受任者

延岡市桜小路360番地2

延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 石谷 惇

平成25年度
川中コミュニティセンター

管理運営委員会「総会」

日時：平成25年4月22日(月)
13時30分～15時00分
会場：川中コミュニティセンター
第2小会議室



管理運営委員会

総 会 次 第

1、開会あいさつ

2、委員長あいさつ

3、議長選出

4、議 事

(1) 平成24年度経過報告

(2) 平成24年度会計決算報告

(3) 平成25年度会計予算（案）

＝質疑・応答・採決＝

5、その他

6、閉会あいさつ

- ① 利用者からの意見等は、各種団体へ米ではないか。（新になし）
- ② 金利金を総身に反映でいいかとは思っているが、それはできないので、届出で還元できればと考えている。（委員長より）
- ③ 雑費会、エレガンスと2団体から今年度から無料になったので、次年度見込として利用料が△1004円となる見込み。
⇒ 最初の受付時の値で、利用料を払うという状態なので、戻りかけている。
- ④ 人件費が予算よりオーバーしているが、
⇒ 新築修繕費の出費とかが原因のため。

(1) ① 平成24年度経過報告

平成24年 4月13日(金) 平成24年度運営委員会「総会」
 6月4日(月) ヘルストロン点検 異常なし
 8月31日(金) 消火器・非常警報設備点検 異常なし
 10月5日(金) ヘルストロン点検 異常なし
 12月27日(木) 大掃除 30名余りの参加者(職員<利用者>)
 平成25年 2月8日(金) ヘルストロン点検 異常なし
 2月19日(火) 消火器・非常警報設備点検 蓄電池2個不良、取り替える
 3月11日(月) 避難訓練
 4月15日(月) 平成24年度「会計監査」
 4月22日(月) 平成25年度運営委員会「総会」

② 利用状況報告
 ◆ 利用団体数

(団体)

年度	有料	無料	合計
20	500	1866	2366
21	578	1865	2443
22	833	1880	2713
23	907	1985	2892
24	943	2232	3175

+287団体

◆ 利用者数

(人)

年度	有料	無料	合計
20	6094	14159	20253
21	6229	13385	19614
22	7626	14972	22598
23	9476	15919	25395
24	8540	16976	25516

+121人

◆ 「ヘルストロン」利用状況

年度	開館日数	利用人数
23	357	11458
24	357	11462

1日平均 : 32.2人が利用

(2) 平成24年度会計決算報告・監査報告

① 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
繰 越 金	159,919	159,919	
市委託料	2,900,000	2,900,000	
臨時委託料	0	0	
空調利用料金	270,000	284,600	
施設利用料金	950,000	1,046,600	
そ の 他	150,000	129,050	スカイウェル委託料・ 預金利子, 自販機
計	4,429,919	4,520,169	✓

(36,000円
12,000円×3台)

② 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
人 件 費	2,900,000	2,978,876	
電 気 料 金	430,000	425,964	電灯・動力代
ガ ス 料 金	540,000	534,866	空 調 代
上下水道料金	90,000	88,359	
消 耗 品 費	200,000	104,329	コピーリース・トナー代等
施 設 管 理 費	35,000	56,595	照明器具・消火器・警報 機点検代・他修理代
通 信 運 搬 費	60,000	59,232	電話料・切手代等
そ の 他	15,000	13,600	NHK受信料
予 備 費	159,919		
計	4,429,919	4,261,821	✓(予-決) Δ165,098

収入 4,520,169円 - 支出 4,261,821円 = 残 258,348円 ✓

現金 45,550円 通帳 211,798円 (1,000円?)

- (1) 監査年月日 平成25年4月15日(月)
 (2) 監査対象期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
 (3) 監査対象簿 金銭出納帳、領収書、預金通帳、現金

上記により、会計監査を行った結果、関係諸帳簿・領収書も正確に記帳されており、間違いなかったことを認めます。

監事:

監事:

(3)平成25年度会計予算(案)審議

① 収入の部

区 分	決 算 額	予 算 額	備 考
繰 越 金	159,919	258,348	
市 委 託 料	2,900,000	2,900,000	
臨 時 委 託 料	0	0	H23年度の空調修理代と170,000追加のため 費用が残っている
空 調 利 用 料	284,600	280,000	
施 設 利 用 料 金	1,046,600	1,020,000	
そ の 他	129,050	85,000	スカイウェル委託料・ 預金利子 自販機
計	4,520,169	4,543,348	

② 支出の部

区 分	決 算 額	予 算 額	備 考
人 件 費	2,978,876	2,900,000	
電 気 料 金	425,964	410,000	電灯・動力代等
ガ ス 料 金	534,866	530,000	空 調 代
上 下 水 道 料 金	88,359	80,000	
消 耗 品 費	104,329	200,000	コピーリース 事務用品
施 設 管 理 費	56,595	70,000	照明器具・消火 器・警報機点検・ 修理代
通 信 費	59,232	70,000	電話料・切手代等
N H K	13,600	25,000	
予 備 費		258,348	
計	4,261,821	4,543,348	

市の精算をその対応しているため

(修正案)

3,000,000

~~3,000,000~~

440,000

540,000

90,000

14,000

~~258,348~~

119,348

川中コミュニティセンター

平成25年度 運営委員名簿

《管理運営委員》

委員長 学識経験者	石谷 惇			
副委員長 区長会				
副委員長 民児協				
副委員長 推進チーム				
委員 推進チーム				
委員 民児協				
委員 高齢者クラブ				
委員 中学校PTA				
委員 小学校PTA				
委員 区長会				
委員 高齢者クラブ				

《監 事》

--	--	--	--	--

[REDACTED]

利用団体 (平成25年4月分)

1、使用料無料団体 【66】

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| ◇アーバダンスサークル | ◇大貫町4区 | ◇ハーモニカクラブ |
| ◇ヤドカリ | ◇柳沢町 | ◇絵手紙サークル |
| ◇ガーベラ | ◇桜小路東地区 | ◇Beの会 |
| ◇F会 | ◇桜小路推進チーム | ◇絵楽会(水彩画) / |
| ◇ナチュラル | ◇本町地区 | ◇野辺の花(パッチワーク) |
| ◇木曜会A・B | ◇川中地区区長会 | ◇鈴木会(三味線) |
| ◇高齢者フランド会 | ◇水と緑の会 | ◇プラバスクラブ |
| ◇フレンズ会 | ◇川中地区民児協 | ◇なのはなネットワーク |
| ◇スイセン | ◇延岡民謡 | ◇書道教室 |
| ◇春の会 | ◇大貫民謡会 | ◇延岡書道教会 |
| ◇つくし | ◇太極拳 | ◇着付教室 |
| ◇みどり会 | ◇さくら同好会A・B | ◇のべおか笑銀座 |
| ◇カントリーダンス | ◇あじさい会(太極拳) | ◇歩道短歌会宮崎支部 |
| ◇ESN(ダンス) | ◇卓球バレークラブ | ◇鷹短歌会 |
| ◇フォークダンス愛好会 | ◇ささゆり会(手話) | ◇カンナ会 |
| ◇白ゆりの会 | ◇エンジョイアクション | ◇昭和会(歴史のおさらい) |
| ◇本小路一心クラブ | ◇断酒友の会 | ◇サークル・マザーランド
(おやこサークル活動) |
| ◇J.レクダンス / | ◇延商同窓会 | ◇延岡居合道教室 |
| ◇城南クラブ | ◇東雲会 | ◇青少年育成会 |
| ◇日本舞踊教室 | ◇向洋商業同窓会 | ◇更生保護女性会
(コーラスの練習) |
| ◇RKスタジオ | ◇風の会 | ◇県北地区勉強会 |
| ◇退公連マザーグース | ◇県栄養士会延岡事業所 | ◇男女共同参画会議21 |

延岡民謡

2、使用料有料団体 【23】

- | | | |
|-----------------|-------------|---------------|
| ◇KJK英会話教室 | ◇黄綏書道教室 | ◇(株)セモア |
| ◇ハローズ英会話 | ◇火曜会 | ◇(株)日新火災海上保険 |
| ◇入試学習教室 | ◇フラダンス愛好会 | ◇サンネクシオ大貫管理組合 |
| ◇漢数検定教室 | ◇スローフローヨガ | ◇セミナージュ |
| ◇フラワー教室「きらり」 | ◇拳心会 | ◇延岡民主商工会 |
| ◇フラワーデザイン中村スクール | ◇新極真会 | ◇ミネラル勉強会 |
| ◇ゆうゆう俳句会 | ◇(株)メナード化粧品 | ◇RHK |
| ◇四季彩館 | ◇酒・ミネダ | |

利用料ありのグループが
おなじみの延岡民謡を
踊っています

延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市から委託を受けた延岡市川中コミュニティセンター（以下「センター」という）の維持管理を行うとともに、川中地区住民の自主的、自発的な利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、以下の委員をもって組織する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1)川中地区 区長会代表 | 2名 |
| (2)中央地区社会福祉協議会 高齢者クラブ代表 | 2名 |
| (3)中央地区社会福祉協議会 福祉推進チーム代表 | 2名 |
| (4)川中地区民生児童委員協議会代表 | 2名 |
| (5)小・中学校PTA役員代表 | 2名 |
| (6)延岡ふるさとを創る会 | 1名 |
| (7)市長の任命する指定代理人 | 1名 |
| (8)学識経験者 | 1名 |

2. 委員会の事務所は、延岡市桜小路360番地2に置く。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連携をとり次の事業を行う。

- (1)センターの維持管理及び自主的運営。
- (2)センターの利用受付及び広報。
- (3)センターの委託料の管理及び施設利用料の徴収。
- (4)その他、目的達成のため委員会が必要と認めた事項。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1)委員長 | 1名 |
| (2)副委員長 | 3名 |
| (3)監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2. 監事は、委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事は、会計事務を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
3. 補充により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(財 務)

第9条 委員会の出納は、委員長が行う。

2. 委員長は、指定管理職員のうちから、委員会出納を命ずることができる。
3. 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。
4. 委員長は、出納に関する事務の一部を委員会出納職員に委任することができる。

(会 議)

第10条 委員会の会議は、定期総会及び役員会とする。

(1)定期総会は、毎年1回委員長が召集する。

(2)臨時総会は、委員長が必要と認めたととき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が召集する。

2. 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。

(1)規約の制定又は変更。

(2)事業計画及び収支予算の承認。

(3)事業報告及び収支決算の認定。

(会議の運営)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2. 会議の議長は、出席者の中から選出する。

3. 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経 費)

第12条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1)延岡市の委託料

(2)センターの利用料

(3)その他の収入

(会計年度)

第13条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第14条 この規定に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

(付 則)

- ・この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- ・この会則は、平成20年4月1日 一部改正。

平成24年度
川中コミュニティセンター

管理運営委員会「総会」

日時：平成24年4月13日（金）
13時00分～15時00分
会場：川中コミュニティセンター
第2小会議室



管理運営委員会

総 会 次 第

- 1、開会あいさつ
- 2、委員長あいさつ
- 3、議長選出
- 4、議 事
 - (1) 平成23年度経過報告・他／
 - (2) 平成23年度会計決算報告／
 - (3) 平成24年度会計予算（案）／
＝質疑・応答、採決＝
- 5、その他
- 6、閉会あいさつ

◆ 平成23年度経過報告 ⇒ 24年度の計画は「同様のものとして」決定

- 平成23年 4月27日(水) 平成23年度運営委員会「総会」
- 6月16日(木) ヘルストロン点検――異常なし
- 8月19日(金) 電気関係(分電盤)点検――異常なし
- 9月16日(金) 消火器点検――異常なし
- 9月30日(金) ヘルストロン点検――異常なし
- 10月 3日(月) 「空調」修理 修理費 551,000円(工事費)
- 12月27日(火) 年末大掃除(利用者を含めて約40名が参加)
- 平成24年 1月 6日(金) 「空調」(宮崎ガス)点検――異常なし
- 2月20日(月) 火災避難訓練 16時10分～
- 4月10日(火) 平成23年度「会計監査」
- 4月13日(金) 平成24年度運営委員会「総会」

◆ 過去4カ年の「利用団体数」及び「利用者数」比較

◎ 利用団体数

年度	有料	無料	合計
20	500	1866	2366
21	578	1865	2443
22	833	1880	2713
23	907	1985	2892

◎ 利用者数

年度	有料	無料	合計
20	6094	14159	20253
21	6229	13385	19614
22	7626	14972	22598
23	9476	15919	25395

◆ 「ヘルストロン」利用状況

平成23年度利用者数 357日 11,458人 1日平均=32.1人
(1日1人)

(2) 平成23年度会計決算報告・監査報告

① 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
市 委 託 料	2,900,000	2,900,000	
臨 時 委 託 料		351,000	空調設備南條
空 調 利 用 料 金	270,000	270,100	
施 設 利 用 料 金	944,000	1,073,500	
そ の 他	156,000	139,394	スカイウェル委託料・ 預金利子, 自販機
繰 越 金		63,830	
計	4,270,000	4,797,824	

3,251,000

司の昇のみの繰越金を計上してはおりません

② 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
人 件 費	2,860,000	2,922,454	
電 気 料 金	450,000	401,825	電灯・動力代
ガ ス 料 金	550,000	532,918	空 調 代
上 下 水 道 料 金	90,000	86,098	
消 耗 品 費	180,000	234,419	コピーリース・トナー代等
施 設 管 理 費	65,000	384,249	照明器具・消火器・警報 機点検代・他修理代
通 信 運 搬 費	60,000	61,032	電話料・切手代等
そ の 他	15,000	14,910	NHK受信料
計	4,270,000	4,637,905	

照明器具の計上

374,400
NHK受信料

収入 4,797,824円 - 支出 4,637,905円 = (支出24年度へ繰越) 159,919円

(現金64,380円)	(通帳95,539円)
-------------	-------------

監査報告

- (1) 監査年月日 平成24年4月10日(火)
- (2) 監査対象期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- (3) 監査対象簿 金銭出納帳、領収書、預金通帳、現金

上記により、会計監査を行った結果、関係諸帳簿・領収書も正確に記帳されており、間違いなかったことを認めます。

監事

監事



※ 収入-支出の額 159,919円は24年度に繰越
反対の金額は計上してはおりません



(3)平成24年度会計予算(案)審議

① 収入の部

区 分	決 算 額	予 算 額	備 考
市 委 託 料	2, 900, 000	2, 900, 000	
臨 時 委 託 料	351, 000		
空 調 利 用 料	270, 100	270, 000	
施 設 利 用 料 金	1, 073, 500	950, 000	
そ の 他	139, 394	150, 000	スカイウェル委託料・ 預金利子 自販機
繰 越 金	63, 830	159, 919	
計	4, 797, 824	4, 270, 000	

4,429,919

※ 繰越金159,919円と、そのほかの収入159,919円を
計上する

12/5頁の承認あり

② 支出の部

区 分	決 算 額	予 算 額	備 考
人 件 費	2, 922, 454	2, 900, 000	
電 気 料 金	401, 825	430, 000	電灯・動力代等
ガ ス 料 金	532, 918	540, 000	空 調 代
上 下 水 道 料 金	86, 098	90, 000	
消 耗 品 費	234, 419	200, 000	コピーリース 事務用品
施 設 管 理 費	384, 249	35, 000	照明器具・消火器・ 警報機点検・修理代
通 信 費	61, 032	60, 000	電話料・切手代等
N H K	14, 910	15, 000	
予 備 費		159, 919	
計	4, 637, 905	4, 270, 000	

4,429,919

予算の5%は不足の恐れありOK!

川中コミュニティセンター

平成24年度 運営委員名簿

【管理運営委員】

委員長	石谷 惇			
学識経験者				
副委員長				
区長会				
副委員長				
推進チーム				
副委員長				
民児協				
委員				
民児協				
委員				
推進チーム				
委員				
中学校PTA				
委員				
小学校PTA				
委員				
区長会				
委員				
高齢者クラブ				
委員				
高齢者クラブ				

【監事】

監事				
監事				

② 租金收入

- 有租房屋出租的收入
- 租金收入

1. 租金收入

租金收入是指单位和个人出租房屋取得的收入

租金收入 2008年1月1日起 (部)

[Redacted]

[Redacted]

2008.01.01

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]